

川崎市上下水道局給水装置修繕工事取扱要領

(令和7年12月1日7川上サ給第615号)

(目的)

第1条 この要領は、川崎市水道条例（昭和33年条例第18号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する工事のうち、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する修繕工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、条例、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「施行規程」という。）及び川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第3号。以下「業者規程」という。）において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 修繕工事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、漏水、出水不良、生活に支障が出るような既設給水装置の緊急逼迫した状況を解消するため、給水装置の原形を変えないで、その機能を同一に保ったまま給水管、止水栓等の部分的な破損箇所を修理するものに適用する。

(1) 漏水による二次災害の防止及び出水不良の解消のために使用者等からの修理依頼に対し迅速に工事対応する必要があり、修理のための最小限の配管の布設替や切り回し、給水用具等の取替えを施行するとき。

(2) 出水不良、水質不良を改善するために緊急に工事対応する必要があると認められるときに、最小限の範囲で給水管及び給水用具の取替えを施行するとき。

(3) 止水栓、仕切弁、給湯器、その他給水用具の故障や老朽化等により当該部分の取替えを施行するとき（軽微な変更を除く。）

(4) メーター前後の鉛製給水管の解消を目的として、メーターの接続部から

上流側、下流側共に概ねそれぞれ1m以内の範囲の取替えを施行するとき
。

(5) 故障や老朽化等により増圧給水設備の取替えを施行するとき。

(6) 前各号との接合に必要な範囲を施行するとき。

2 前項のほか、破損部分が不明又は修理できない箇所で、修理のための最小限の配管の布設替や切り回しを施行したときは、管理者が認めるときに限り、修繕工事とみなすことができる。

(届出)

第4条 施行規程第12条の規定による届出は所管サービスセンターとする。

2 前項の届出を行うとき、配管状況に変更が生じた場合は、必要に応じて略図を作成し、又はこれによりがたい場合は、当該給水装置の完成図の修正を行わなければならない。

(確認の実施)

第5条 管理者は、前条の規定より届出を受けた場合は、速やかに施行規程第10条第2項各号に規定する事項について確認を行う。

2 管理者は、条例第11条の規定により水道の管理上必要があると認める場合は、給水装置の機能又は水質を隨時に検査することができる。

(施行の手直し)

第6条 管理者は、前条の確認の結果、不正又は不適当と認めるときは、速やかに届出を行った修繕工事の依頼者に施行の手直しを指示することができる
。

2 前項の規定により手直しの指示を受けた指定給水装置工事事業者は、速やかに修繕工事の施行の手直しを行い、その旨を管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、前項の届出を受けたときは、手直しが適切に行われたことを確認するものとする。

4 前項に規定する確認の結果、不正又は不適当と認める場合は、第1項の規定を適用する。

(施行の例外)

第7条 管理者は、第3条に規定する工事の全部又は一部の施行が修繕工事として適当でないと認められる場合は、指定給水装置工事事業者に対し当該工事について条例第5条第1項に規定する申込みの手続きを指示することができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はサービス推進部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。